

第3章 交通安全に関する規程

生命尊重の立場から、歩行者・自転車の使用者を問わず、交通規則を守り、事故を起こさないように注意する。

(通学)

第1条

- 1 登校・下校に際しては交通法規を遵守し、事故をなくすように努める。
- 2 交通事故にあったときは、直ちに学校に連絡すること。
- 3 自転車通学を希望する者は、所定の自転車通学許可願を提出し、許可を受ける。
- 4 並列走行、二人乗りなど危険な運転はしない。

(バス通学)

第2条 交通ルールを遵守し、乗車マナーを弁え、事故のないように安全に努める。

(運転免許取得)

第3条 運転免許の取得を希望する場合、保護者等・ホームルーム担任及び生徒指導部と相談の上、自動車学校通学届を提出し、次のことに注意する。

- 1 単位修得に不安がないこと。
- 2 自動車学校通学期間は冬季休業中及び家庭学習期間とする。
- 3 いかなる場合であっても授業を欠席してはならない。
- 4 運転免許を取得した生徒は、在学期間中は運転をしてはならない。
- 5 運転免許証は各家庭で保護者等の責任において保管する。

附 則

平成10年11月30日	一部改定
平成11年4月1日	施行
平成13年12月13日	一部改定
平成22年4月1日	一部改定
令和2年5月22日	一部改定